

教保体第1337-1号
令和4年12月2日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長
各教育事務所（支所） } 様

埼玉県教育委員会教育長
(公印省略)

マスクの着脱に係る児童生徒等への適切な対応について（依頼）

日頃から新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

学校におけるマスクの着用については、基本的な感染対策の一つとして重要であり、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」や県教育委員会の「県立学校版新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」の他、文部科学省等の事務連絡等において、周知しているところです。

今冬季に向けて引き続き、児童生徒等や保護者等に理解、協力を求めながら、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着脱が行われるよう適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、徒歩や自転車による登下校時や体育の授業等の運動時においては基本的にマスクを外すといった学校の対応について、保護者等に周知、説明するなど、児童生徒が外しやすい環境を整えるようお願いいたします。

また、様々な理由によりマスクを着用できない児童生徒やマスクを外せない児童生徒がいる場合には、当該児童生徒及び保護者の意思を尊重しつつ、他の児童生徒への配慮を含め丁寧な対応が必要となります。

については、令和2年2月6日付け教生指第525-1号「新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて児童生徒等への適切な対応のお願い（通知）」の主旨を踏まえ、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒及び保護者に対し、マスクを着用すること、着用しないことは、ともに強制するものではないことを丁寧に説明すること。
- 2 学校におけるマスクの着用に関する対応について、児童生徒及び保護者に丁寧に説明するとともに、マスクを着用できない又は外せない児童生徒等については、児童生徒及び保護者の意向を確認し、校内で共通理解を図ること。

- 3 児童生徒等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する適切な情報を元に発達段階に応じた適切な指導を行うとともに、マスクを着用できないこと又は外せないことについて、児童生徒等が相互に理解し合えるよう努めること。
- 4 マスクを着用できないこと又は外せないことに対する偏見を持たないなど、児童生徒等が互いの人権に十分に配慮できるよう必要な指導を行うとともに、偏見によるいじめが発生することのないよう、いじめ防止対策推進法やいじめ防止基本方針等に則り、適切に対応すること。
併せて、別添のリーフレットを児童生徒等に配布するなど、必要な指導を行うこと。
- 5 不安を抱える児童生徒等については、スクールカウンセラー等を活用するなど、組織的な対応を図ること。児童生徒が悩みを抱えたときに、必要な相談先を探すことができるよう下記ホームページや相談窓口について周知すること。

○ 困ったときの相談窓口

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>

- 埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2209/ijimehutokousoudan/ijimehutokokusoudanmadoguti.html>

【学校における感染症対策に関すること】

県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当

電話 048-830-6963

【生徒指導・いじめに関すること】

県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電話 048-830-6908

【児童生徒の人権に関すること】

市町村支援部人権教育課 総務・人権教育担当

電話 048-830-6892